

公 示

中運局公示 第 6 号

令和 7 年 4 月定期海技士国家試験の合格者を下記のとおり発表する。

令和7年4月30日

中 部 運 輸 局 長

発表内容	試 験 地
総 合	名古屋市

<海技士(航海)・海技士(機関)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
六級海技士 (航海)	1901	1902	以下余白		
内燃機関 六級海技士 (機関)	3901	3902	3903	3904	以下余白

<海技士(通信)・海技士(電子通信)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (通信)	受験者無				
二級海技士 (通信)	受験者無				
三級海技士 (通信)	受験者無				
一級海技士 (電子通信)	受験者無				
二級海技士 (電子通信)	受験者無				
三級海技士 (電子通信)	1201	1202	1203	以下余白	
四級海技士 (電子通信)	受験者無				

注1. 免許申請は、合格日から1年以内(令和8年4月29日まで)です。

注2. 免許申請には規則による「免許講習修了証明書」が必要です。

- ① 免許講習については、既に修了した講習を再度受講する必要はありません。
- ② 通信・電子通信合格者については、現有海技免状〈海技士(航海)、海技士(通信)、海技士(電子通信)〉がある方は不要です。

ただし、〈海技士(機関)〉の免状保有者は免許日によって異なりますので、当局に確認してください。

注3. 「受験者無」は、受験者がいない場合を指します。「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

発表内容	試験地
筆記	名古屋市

<海技士(航海)>

種 別		合 格 者 受 験 番 号				
三級海技士	(航海)	1302	1305	1306	1307	1308
		1309	以下余白			
四級海技士	(航海)	1503	1510	1801	以下余白	
五級海技士	(航海)	1702	1801	以下余白		
六級海技士	(航海)	該当者無				

<海技士(機関)>

種 別		合 格 者 受 験 番 号				
三級海技士	(機関)	該当者無				
内燃機関 三級海技士	(機関)	受験者無				
四級海技士	(機関)	受験者無				
内燃機関 四級海技士	(機関)	該当者無				
五級海技士	(機関)	該当者無				
内燃機関 五級海技士	(機関)	3701	以下余白			
内燃機関 六級海技士	(機関)	該当者無				

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(航海)>

種別及び 受験番号	合格科目			種別及び 受験番号	合格科目		
三級海技士(航海)	航海	運用	法規		航海	運用	法規
1303	合格	-	-				
四級海技士(航海)	航海	運用	法規		航海	運用	法規
1505	-	-	合格				
1507	-	-	合格				
五級海技士(航海)	航海	運用	法規		航海	運用	法規
1701	合格	合格	-				
六級海技士(航海)	航海	運用	法規		航海	運用	法規
該当者無							

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(機関)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
1301	—	—	—	合格	1309	—	—	合格	—
1303	—	—	—	合格	以下余白				
内燃機関 三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									
四級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									
内燃機関 四級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
3501	合格	—	—	—					
3503	—	合格	—	—					
五級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
1701	—	—	—	合格					
以下余白									
内燃機関 五級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
該当者無									
内燃機関 六級海技士(機関)	機(一)	機(二)		執務		機(一)	機(二)		執務
該当者無									

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

口 述 試 験 日 割 表

<海技士(航海)>

月/日	午前 8 時 45 分 集合				午後 13 時 15 分 集合			
(曜日)	種 別	受験番号			種 別	受験番号		
5/7 (水)	五級海技士(航海)	1702	1703	1706	五級海技士(航海)	1704	1705	1707
5/8 (木)	四級海技士(航海)	1501	1508	1512	四級海技士(航海)	1506	1513	以下余白
5/9 (金)	四級海技士(航海)	1514	1515	以下余白	三級航海士(航海)	1308	以下余白	
5/12 (月)	三級海技士(航海)	1314	1315	以下余白	三級海技士(航海)	1312	1313	1401

※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。

※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)

<海技士(機 関)>

月/日	午前 8 時 45 分 集合			午後 13 時 15 分 集合				
(曜日)	種 別	受 験 番 号			種 別	受 験 番 号		
5/7 (水)					内燃機関 五級海技士(機関)	3702	3703	3704
5/8 (木)					内燃機関 四級海技士(機関)	3505	3506	3509
5/9 (金)					内燃機関 四級海技士(機関)	3504	3507	3508
5/12 (月)	内燃機関 三級海技士(機関)	3301	3302	以下余白	三級海技士(機関)	1311	1313	以下余白

- ※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。
- ※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)